

○津山工業高等専門学校図書館文献複写規程

〔平成14年3月12日〕
規程第6号

改正 平成22年12月22日規程第26号

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）図書館が受託する文献複写について、必要な条項を定める。

(目的)

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限って、受託することができる。

(受託の範囲)

第3条 この規程における文献複写の受託は以下を指す。

- (1) 本校の学生、教職員、非常勤教職員及び名誉教授等校内からの複写の受託
- (2) 前号以外の校外の個人・機関からの複写の受託

2 前項第一号に定めるものについては、特別な理由がある場合を除いて、受託しない。

第4条 文献複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）で許される範囲内に限り受託する。

(申込手続)

第5条 文献複写を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、必要事項を記入した文献複写申込書（様式を問わない）を本校図書館に提出すること、またはILLシステムを利用することにより、文献複写を図書館長に申し込むものとする。

第6条 図書館は受託した文献複写の料金について、別表により算定し、請求書により依頼者に通知する。

2 依頼者は、出納員に料金を納付した後、複写物の交付を受けるものとし、料金の納付を受けた出納員は領収書を発行し、依頼者に交付する。

3 前二項の規程にかかわらず、ILL相殺サービスへの参加機関は、料金を後納することができる。該当機関は国立情報学研究所が定める各種規定に従い料金を納付するものとする。

- 4 別表の料金のほか，送料等が発生する場合はその実費は依頼者において負担するものとする。
- 5 既納の料金は，いかなる理由があっても還付しない。

附 則

この規程は，平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日規程第26号）

この規程は，平成23年1月1日から施行する。

別表（第6条関係）

文 献 複 写 料 金 表

種 別	規 格	単 位	料 金	
			白 黒	カラー
電子式複写方式	A 3 判以下	1 枚	3 5 円	7 0 円

備考 料金表には，送料等を含まない。

様式例（第5条関係）

文 献 複 写 申 込 書 （電子式複写方式用）

この申込書による著作権に関する一切の責任は申込者が負います。

受付No

申 込 文 献	申込日 平成 年 月 日	氏名
	所属	住所
	図書又は雑誌名・論題・著者名・巻号・開始ページ・刊年を書いてください。	

*文献複写料金 A3判（A3判以下の用紙を使用する場合を含む。）

1枚につき 学外者 35円

係 記 入	領収書番号	受付日 平成 年 月 日	備 考
		枚 数 枚	